

報告第13号

繰越明許費繰越計算書について

令和4年度三次市診療所特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月16日提出

三次市長 福岡 誠志

令和4年度 三次市診療所特別会計予算 繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	繰越 限度額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	1 施設管理費	小児科診療所開設事業	52,903	1,189	0	0	0	1,189	0
合 計			52,903	1,189	0	0	0	1,189	0